

一般会計予算決算常任委員会  
産業建設分科会記録

令和3年5月25日

【開催日】 令和3年5月25日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前11時10分～午後2時10分

【出席委員】

分科会長	中村博行	副分科会長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰
----	-----

【執行部出席者】

副市長	古川博三	経済部長	河口修司
経済部次長兼農林水産課長	川崎信宏	商工労働課長	村田浩
商工労働課主査兼商工労働係長	宮本渉	商工労働課公共交通対策室主任	大森一世
農林水産課主査農林係長	平健太郎	建設部長	河田誠
建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦	土木課長	泉本憲之
土木課課長補佐兼河川港湾係長	大和毅司	土木課主査兼管理係長	壹岐雅紀
都市計画課主査兼都市整備係長	藤本英樹	都市計画課管理緑地係長	森山まゆみ
都市計画課計画係長	佐久間庸次		

【事務局出席者】

事務局次長	島津克則	書記	岡田靖仁
-------	------	----	------

【審査内容】

- 1 議案第46号 令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算(第4回)  
について

中村博行分科会長 ただいまより一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を開催いたします。本日の審査内容は、お手元にあるとおりです。1番、議案第46号令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）について、審査番号①の経済部から審査対象事業に係る説明をお願いします。

村田商工労働課長 それでは審査対象事業18番、駅舎バリアフリー化整備事業について御説明します。資料は71ページから73ページまでになります。73ページの資料に沿って御説明します。まず、1事業概要ですが、JR厚狭駅につきましては、バリアフリー法に基づくバリアフリー施設整備工事の実施対象となっており、令和2年度に新幹線側のエレベーターの整備、内方線付き点状ブロックの設計について、JR西日本が事業に着手しておられます。この度、3月末に国の第3次補正予算において、厚狭駅のバリアフリー化に係る事業の一部が採択されたとの報告がありました。2整備内容ですが、採択された事業は新幹線側の内方線付き点状ブロックの施工となります。そのほかに触知案内板改良、券売機下車椅子用蹴込改良も併せて実施されます。3事業主体ですが、事業主体はJR西日本です。本市はJR西日本の事業実施に対する補助金を交付します。4事業費は6,338万4,000円です。5補助金額ですが、国、地方自治体、JR西日本がそれぞれ3分の1ずつ費用負担するもので、地方自治体の負担額が2,112万8,000円となっています。市が全額をJR西日本に交付した後、県が一部対象外の経費を除き2分の1である1,005万9,000円を市に補助金として交付します。なお、補助金の財源は新幹線厚狭駅整備基金を充当する予定です。6スケジュールですが、6月中旬以降に市に補助申請され、採択後、工事に着手されます。完成は来年の3月末の予定です。次に参考として、位置図を掲載しています。また、その下に令和2年度に着手している事業を掲載しています。内方線付き点状ブロックについては、設計のみが採択されており、この度の国の補正で施工が採択されました。新幹線側のエレ

ペーターの設置についても、来年の3月末で完成する予定です。続きまして、72ページの支出内訳ですが、JR西日本への補助金として、令和2年度からの事業分の2,425万1,000円と、この度の事業分の2,112万8,000円を交付します。財源内訳については、内方線付き点状ブロックの設置に係る県の補助金のうち、令和2年度からの事業分が18万4,000円、この度の事業分が1,005万9,000円で計1,024万3,000円が県から市に交付されます。新幹線厚狭駅整備基金について、令和2年度事業分として2,406万7,000円、この度の事業分として1,106万9,000円の計3,513万6,000円を充当するものです。説明は以上です。御審査のほど、よろしく願いいたします。

中村博行分科会長 それでは駅舎バリアフリー化整備事業について審査をしていきましょう。資料73ページ全般について質疑を求めます。前回の説明と変わっていないですね。（「変わっていないです」と呼ぶ者あり）

岡山明委員 音響音声案内装置とはどのようなものですか。

村田商工労働課長 音響音声案内装置は、目の不自由なお客様に改札口の位置、トイレの男女別の配置、出口へ通じる階段位置等を音声又は音響でお知らせする設備で、ホーム階の階段付近と2階の改札口付近に設置される予定です。それともう一つ、触知案内板改良というものがありますが、これは目の不自由なお客様に対して駅構内の主な設備を点字で表示した案内版で、既に新幹線駅の入口に設置済みのものを改良するものです。（「もう一つ」と呼ぶ者あり）券売機下車椅子用蹴込改良ですが、これは券売機の下壁面を後退させて、蹴込みをつけて、正面から車椅子で近づけるようにするものです。

岡山明委員 券売機は何台ありますか。

村田商工労働課長 2台であったと記憶しています。詳細は分かりません。

岡山明委員 通常、駅には多機能トイレという男女両方が使えるトイレがありますね。先ほどトイレの男女別の配置と答弁されましたが、厚狭駅には多機能トイレがないですか。

村田商工労働課長 多機能トイレについては、J R西日本が在来線側のエレベーター設置のために補助金を申請しておられますが、その中で在来線側に多機能トイレを付ける予定にしております。新幹線口には既に多機能トイレがあります。

中村博行分科会長 在来線口にも付けるということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

藤岡修美副分科会長 これは工事なので、当然J Rが入札し、現場の管理等も行っていると思うんですけど、これは入札減、工事の変更等によって事業費が変わる可能性がありますか。

村田商工労働課長 事業費は最初に補助申請された事業費で補助金の承認を行います。事業費は変わるかもしれませんが、補助金額が変わることはありません。

藤岡修美副分科会長 よく分かりません。入札減で工事費が安くなっても、市から出す補助金は変わらないということは釈然としないですね。

中村博行分科会長 事業全般について71ページから質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは駅舎バリアフリー化の整備事業についての質疑を閉じます。続いて19番の審査事業、6次産業化・農商工連携応援事業を説明してください。

川崎経済部次長兼農林水産課長　それでは農林水産課から審査対象事業19番、6次産業化・農商工連携応援事業について御説明します。資料の75ページをお開きください。市内農林水産物を使用し、加工品の商品開発を行います。そのための協議会を設置し、事業実施主体を決定します。事業実施主体は、専門業者の助言を受け、プランを作成し、市の承認を受け、プランを実行します。市の補助内容は2種類です。一つ目は、協議会運営費、6次産業化・農商工連携応援プラン作成に係るマーケティング調査やパッケージ等の作成など専門業者への委託料等を協議会に補助します。二つ目は、市が承認したプランを実行するために必要な経費に対する事業実施者に補助します。活動指標としましては、6次産業化・農商工連携応援プランの実行を毎年二つとしております。成果指標として、市ふるさと納税返礼品新規登録数を毎年2としております。76ページを御覧ください。支出内訳に2種類の補助を記載しております。上段の補助金150万円は、市が承認したプランを実行するための設備投資などに対する事業実施者への補助金です。下段の補助金200万円は協議会への補助金です。A3のカラー資料をお配りしておりますので、そちらを御覧ください。協議会への補助金の目的は、市内農林水産物を使用した新商品開発や既存商品の改良、消費者のニーズに合った真に売れる商品の開発を支援し、新たな販路開拓等を含めた総合的な支援を行い、6次産業化・農商工連携プランの作成を行うことです。これは、200万円を上限として、6次産業化・農商工連携応援協議会に補助します。協議会の構成メンバーは、JA、商工会議所、県、市となっております。この協議会の役割は、取り組む案件の募集及び決定、他業種とのマッチング、専門家の派遣、県事業との調整などを行います。募集は事業実施主体に対して行い、事業実施主体は、販売元であります農業者、中小企業、任意団体、猟師等となります。事業実施主体は、様式に従って、協議会に応募するということとなります。実施主体が提出したプラン等に基づいて、協議会が審査し、取り組む案件を決定します。取り組む案件の決定したものには、実施主体へのアドバイス、他業種とのマッチング、県事業との調整等を行います。協議会ができない部分について

は専門業者に業務委託とし、実施主体へのアドバイス、パッケージ等試作品製作、マーケティング調査等を行っていただきます。それから、協議会がプランを作成し、山陽小野田市に提出し、承認するのですが、その承認につきましては、資料の左上部分、6次産業化・農商工連携プラン承認に記載しています。事業実施主体への補助金は、上限額を150万円として、プランを実行するために必要な経費の2分の1を交付するものです。資料の右下の緑枠部分にある、やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業は、県の事業で、規模が大きいものです。プランの内容によっては県の事業の対象となることもありますが、市は、県の事業の対象とならない最初の一步から支援していきたいと考えております。資料については以上です。続きまして78ページを御覧ください。78ページはスケジュールです。これはその一例ですが、協議会の設立を7月、事業実施主体の募集を8月、事業実施主体の審査決定を9月、それから決定後にプランの作成、協議に入ります。プランができましたら、事業実施主体は市に申請します。それからプランを承認しましたら今度はプランを実行します。備考にあります、プランの内容によって時期が異なり、プランの実行については次年度になるということもありますので、先ほど申しました200万円の協議会への補助金は、年度末の実績をもって200万円を限度として、協議会のほうに補助するという事で考えております。

中村博行分科会長　それでは説明終わりましたので、質疑を求めたいと思います。中身がなかなか読み取りづらいところがあるかと思えます。

恒松恵子委員　これはほかの補助金、例えば商工業者向けの小規模事業者持続化補助金等と併せて受けることは可能ですか。今後、新型コロナウイルス関係で、いろいろ補助金が出るかもしれませんので確認します。

川崎経済部次長兼農林水産課長　併せて受けることは可能ですが、ほかの補助金の額を控除した残額分の補助金を交付することになります。

森山喜久委員 6次産業化を進める際にJ Aや商工会議所とともに進めていくことになると思いますが、現在、地産地消の協議会に30万円の補助金を支出していますよね。そこの兼ね合いはどのようになるんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 現在、旬彩惑星という地産地消の協議会がありますが、そちらに1年当たり30万円ほど補助しております。そちらは、本事業とは別の角度でお酒造り等に取り組んでおられます。6次産業化・農商工連携応援事業は、加工された新しい商品を作ることを目的としておりますので、旬彩惑星に対する補助金とは色を変えて、事業を起こしたところでは。

森山喜久委員 例えば、旬彩惑星の補助金額を30万円から200万円にして、そこで6次産業化を進めるという方法もあったかもしれませんが、その辺の検討はされましたか。

平農林水産課主査兼農林係長 旬彩惑星の事務局であるJ Aに御相談しました。その中で、詳細は申し上げられませんが、J Aは既に地産地消に力を入れているため、趣旨の違う2つの事業を行うことは難しいという御意見があったため、別に6次産業化・農商工連携応援協議会を設立することにしました。

森山喜久委員 この協議会の事務局は市ですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりです。

森山喜久委員 76ページの左下に記載がありますが、支出の根拠となる交付要綱は既に作成済みということですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 交付要綱は作成中です。これは、協議会、専門業者等の御意見を聴きながら完成させたいと思っております。草案は

既に作成しております。

森山喜久委員 事業実施主体は、農業者、中小企業、任意団体、猟師（ジビエ）等ですけど、中小企業や任意団体というのは、どういうものを指すのか教えてください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 中小企業というのは、加工業者、販売業者等です。この事業実施主体は、製造元ではなく販売元ですので、販売元であれば中小企業も可能ということです。それから任意団体については、集落でいろいろ取り組んでいるところ、生産部会等を考えております。

森山喜久委員 旬彩惑星でもち米を使ったお酒、寝太郎かぼちゃを使った商品を造った人等が、今後マーケティングを含めて行いたいということであれば、補助金の対象になることは可能ですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 はい、可能です。市が制度化する前から市内の団体や個人で取組をされている方はいらっしゃるので、その方々が事業の対象となることは可能です。今年度は最初の年ですので、どうにか成功例を作って、続けていきたいと考えております。

中村博行分科会長 6次産業化は議会からもいろいろ進言をしてきたんですけども、具体的にこれを進めていくということで、まず、やってみてからということですね。具体的にこういった形で進めるという説明はできますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 具体的には申し上げられません。しかし、売りたいから、所得を上げたいから協議会に何か考えてほしいなどと協議会任せになってしまうのは事業の趣旨から外れます。申請書等を協議会に出してもらって、その中でいろいろ審査をしたいと思っています。審査し、取り組む案件が決定したら、事業実施主体が協議会や専門業者の

アドバイスを受けながら、プランを作成していきます。専門業者の方からは、そのプランを作成する順番等も内容によって攻め方が違うと聞いておりますので、事業実施者と一緒にプランを作成し、実行していく中で、一つ成功例を作りたいと考えております。

高松秀樹委員 この事業は、市長が施政方針で話していた「三つの創る」の中に「まちの価値を創る」というものがありました。これとリンクするんですか。それとも単純に産業の振興という観点で、この事業を展開されるんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 この事業だけをもって、先ほどの「地域を創る、ひとを創る、まちの価値を創る」というところに直結するかということなかなか難しいところもあります。例えば、この事業で農業従事者の所得を向上させること、ネット販売等販売の方法を変えて販売していくこと、ターゲットをどうやっていくか検討することがあります。それから、集落が販売調理をして新しい商品を開発するということもありますし、そういう団体の取組によって地域の活性化にもつながると思っております。これを成功させることによって、第一次産業が魅力ある産業として、これから活性化していくことが事業の目的の一つであると思っておりますので、その先には、「地域を創る」ことに結びついていくのではないかと考えております。

高松秀樹委員 第一次産業を中心とした特産品を作るという意味ではないということですね。売れる商品を作ることと特産品を作ることとは、少し違うと思うんですけど、そこはどうなんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 青果をそのまま特産品として青果で売る、青果で売るというのは、寝太郎かぼちゃをそのまま寝太郎かぼちゃとして販売するということですが、それも一つの手法であると思います。しかし、今回の6次産業化・農商工連携応援事業については、加工品を開発

するということなのです。

高松秀樹委員 加工品も特産品になり得るわけでしょう。そこが少し希薄だと思えます。協議会に補助金を200万円出しますが、これはどのように使われることを想定しているのですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 専門家へのコーディネーター料、パッケージデザインの費用、ロゴマークの費用等、マーケティング調査等を考えております。

高松秀樹委員 いわゆる専門家とは誰なのかが分かりにくいんですよ。もう少し具体的に支出の要件があるのかと思いましたが、それはいいです。協議会は、今4者が挙がっていますが、その4者で何人構成というのも決めているのですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 JAが2人、商工会議所が2人、県が1人から2人、市が事務局ということで考えております。

高松秀樹委員 商工会議所からはどういう方が出られるのですか。職員ですか、それとも会員ですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 まだ商工会議所に御相談していないんですが、専門家の方とお話する中で商工会議所にふさわしい方がおられると聞きました。職員の方だろうと思っております。

宮本政志委員 この事業は、新規の取組が対象ですよ。既存で何かやっているとところは対象外ですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 このフローでいいますと、山陽小野田市の下のオレンジ色部分に既存商品の改良と記載があります。既に手掛けてお

られる方もこの事業で商品を開発し、又は改良することは可能です。

宮本政志委員 例えば、厚狭高校の生徒が寝太郎かぼちゃを使っていろいろ売り出していますね。販路拡大によりまた新しい商品を作る、あるいは今の既存の商品の販路拡大を試みるなども、これに該当するということですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 はい、該当します。

恒松恵子委員 この事業は、県内他市のものとはここが違うというアピールポイントがありますか。県内他市の状況をお調べになっていますか。

平農林水産課主査兼農林係長 他市の状況を見ますと、ソフトとハード、つまりマーケティング調査等を行う事業とハードに対する支援とを別々にやっておられます。しかし、本市は、農家が売りたいものではなく、皆で協議して、売れるものを作るということで、ソフトとハードを組み合わせたとところが独自の事業ではないかと考えております。

恒松恵子委員 成功事例を作るとのことですが、往々にして作っただけで終わりになりがちですね。補助金を交付した後、その実績を何年間か追跡するなどは今の段階で決まっていますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 3年間は確認していきたいと思っております。

森山喜久委員 市の6次産業化・農商工連携プランは既に策定していますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市のプランとは様式のことでしょうか。様式でしたら、要綱と同様に作成中です。

森山喜久委員 様式もですが、市としてのビジョン、要は総合計画があるよう

に、6次産業化・農商工連携応援プランという計画を市が示すべきだと思います。各事業実施主体が申請してくるプランが市の計画に沿うかどうかを確認するものが必要だと思うんですが、どうでしょう。

平農林水産課主査兼農林係長 国の事業を使って大規模な加工施設を造りたいという方がおられまして、その事業を利用した場合、通常であれば補助率が3分の1ですけれども、市が作成する6次産業化に関する地域戦略に沿った内容であれば、補助率が2分の1になるというところもお聞きしておりますので、今年度中に市としての6次産業化に関する戦略を作成する予定にしております。

河口経済部長 補足ですが、総合計画にも6次産業化については、記載されており、これを進めていきたいという思いで計画しています。

森山喜久委員 再確認ですが、総合計画に書いてあり、市でも地域戦略に沿ったプランは必要だと考えているということですね。事業者への補助率が3分の1から2分の1になっていく事業もあり、総合計画を基にしたものではあるが、改めて地域戦略に沿ったプランも今後作る予定ということでしょうか。

平農林水産課主査兼農林係長 そのとおりです。

高松秀樹委員 75ページに令和3年度の活動目標又は成果指標が2と書いていますが、これはどのように算出した数字ですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これは応募に対して協議会が内容を審査し、決定するんですが、専門家とお話をする中で、2か所ぐらいが限界であろうということになりました。これは内容によって一つになったり、三つになったりすることがありますが、お話をする中では二つということでした。

高松秀樹委員 限界というのは、それほど申込みがないんじゃないのかということか、それとも協議会が受け手として二つぐらいが適当であるということか教えてください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 協議会、専門家のアドバイスを受ける中で2つが十分な数ということです。

藤岡修美委員 76ページの特記事項、A3の資料の右下にもあるんですけど、市事業の役割のメインは、1の個人では県事業の支援を受けることができないという部分なのか、それとも2、3のプランナーの支援等の部分なのか、どちらをイメージしていますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 県の事業は事業費が大きいと負担も大きく、県事業の対象となった市内の事例は一つだけです。平成30年度であったかと思うんですが、県事業に取り組まれたという事例が一つありますが、それ以外にありませんので、県の事業は規模が大きいとっております。個人では県事業の対象になれないという中で、実際に新規就農者の方は、自分で栽培されたものを加工して、商品を開発しておられます。そういう方が新たな商品開発をすることによって、新しい農業の展開ができるということを市から発信することによって、魅力ある農業ということで、新規就農者も期待できるのではないかと考えております。市としては、最初の一步として小規模な方をサポートしていきたいということから、1が主な内容であると考えております。

中村博行分科会長 それではほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。ここで午前中の審査を終えまして、午後は13時から始めますので、御参集をよろしく申し上げます。それでは暫時休憩いたします。

---

午前 12 時 00 分 休憩

---

---

午後 1 時 00 分 再開

---

中村博行分科会長 それでは休憩前に引き続き分科会を行います。審査番号②、建設部の審査対象事業に入ります。審査事業 15 番、地図情報システム構築事業について説明してください。

高橋建設部次長兼都市計画課長 審査対象事業 15 番、地図情報システム構築事業について御説明します。審査資料は 59 ページから 62 ページまでですが、審査資料の 61 ページと 62 ページにつきましては、カラー印刷したものをお渡ししておりますので、そちらを御覧ください。地図情報システム構築事業は、情報公開システムの構築事業と都市計画基本図を更新する事業を合わせた事業です。始めに、情報公開システム構築事業について御説明します。審査資料の 62 ページのカラー印刷版を御覧ください。情報公開システムは、市民や事業者へのサービス向上のため、来庁せずにパソコンやスマートフォンなどのウェブ上で、都市計画に関することをはじめ、道路、防災、生活、観光などの情報発信を行うためのシステムを構築する事業です。参考例としまして、東広島市の画面イメージを付けておりますが、見たい情報をクリックすれば、その情報が見られるように、画面展開していくシステムを構築するものです。続きまして、都市計画基本図更新事業について御説明します。審査資料の 61 ページのカラー印刷版を御覧ください。現在使用しております、都市計画基本図は、合併直後の平成 18 年度に作成したもので、15 年間更新していない状況です。審査資料の二つ目の黒丸に「衛星画像データを利用した日本初の事例」と記載しておりますように、これまではセスナ機で撮影した空中写真を利用して都市計画基本図を作成しておりましたが、人工衛星で撮影した画像を利用して都市計画基本図を作成できないかという内閣府の実証実験に昨年度参加しまして、その技術が確立し、国土地理院の公共測量作業規定として認められましたので、その技術を

使用しまして、都市計画基本図を作成するものです。また従来手法と比較してコストも削減することができます。補正予算書の26ページ、27ページを御覧ください。8款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費、12節委託料のシステム開発委託料800万円は、情報公開システムを構築する費用、衛星写真データや地形図データを更新する費用などです。同じく12節委託料の都市計画基本図データ作成委託料3,300万円は、写真地図作成、都市計画基本図などの費用です。

中村博行分科会長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

森山喜久委員 「都市計画基本図とは、都市計画の縦断図の背景図を指し」と書いてあるんですが、こういった図面か教えてもらえますか。

佐久間都市計画課計画係長 都市計画縦覧図の背景図について、この縦覧図とは、都市計画法の14条で定められた都市計画の図書のうち、総括図と計画図を指しています。これは、都市計画決定された情報を背景図に落とし込んで、都市計画を分かりやすく皆様にお示しするための図面になります。それを縦覧するようになるのですが、その背景図として都市計画基本図というものがあります。

宮本政志委員 閲覧は無料ですか。

佐久間都市計画課計画係長 情報公開システムに載っている背景として基本図を利用する予定としていますが、その印刷は無料です。

宮本政志委員 地図には更新があるでしょうから、いつ時点の情報といった日付は入りますか。

佐久間都市計画課計画係長 情報公開システムにアクセスした際に注意事項等の説明文が表示されます。そこに作成された図面についての情報が書か

れるようになりますので、作成日等をお示しすることになります。

宮本政志委員 システムの概要の公開型GISのところの最後に「など」とありますけど、これは下水道等も含まれるようになるんですか。

佐久間都市計画課計画係長 これから庁内で関係部署との調整を図っていく予定ですが、この情報公開システムを利用する課に示して、そこから情報を吸い上げていきますので、今の時点では、まだ下水道を反映するかどうかは決定しておりません。

高橋建設部次長兼都市計画課長 補足します。下水道等の情報は、皆様が一番関心のある情報だと思いますので、できるだけそういう情報を載せられるようにこれから内部で検討していこうと思います。

宮本政志委員 60ページの特記事項におおむね5年に1回の更新が望ましいとされながらも、平成18年度以降、15年間更新されてなかったのには何か理由があるんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 都市計画課としては5年に一度ぐらいの更新が理想であると思っているんですが、都市計画図の更新作業に伴う費用が莫大であり、なかなか財源がなく、何かいいタイミングがないだろうかとずっとこの15年間待っていたという状態です。

森山喜久委員 例えば、これをプリントアウトして証明書類として使用できるんですか。

佐久間都市計画課計画係長 そういった契約等々に関する証明に付与する情報としてはお使いいただけない旨を、先ほど申し上げた説明注意書きでお示しする予定としております。

森山喜久委員　ゼンリン等を見ますと、発行元が記載されていますよね。これについても、山陽小野田市という記載をする予定か教えてもらえますか。

佐久間都市計画課計画係長　現在検討中ですが、そういったコメント表示をすることはできます。いろいろな背景図を使う上で必要に応じてコメントで表示していきたいと思っております。

高松秀樹委員　60ページの予算を見ると、システム開発委託料が800万円上がっていますよね。都市計画基本図データ作成委託料が載っていますが、これは都市計画情報のデータ作成委託料で、その他の防災、生活、環境、観光情報というのは、この予算には入っていないということですか。つまり、これらを追加するときにはまた違う課が予算を計上するということになりますか。

佐久間都市計画課計画係長　新たに構築する情報公開システムと、現在庁内で利用している統合型GISが連携していく形になります。現在、庁内で利用している統合型GISにハザードマップ等の情報が組み込まれておりますので、既に作成されたデータを新しく構築する情報公開システムに載せるという形になります。

高松秀樹委員　次に補足説明資料にある導入後のところで、衛星画像撮影からずっと流れが書いていますが、これは全部事業者が行うんですか。それとも、行政がどこか携わりますか。

佐久間都市計画課計画係長　全て委託先の事業者が行う作業となります。

高松秀樹委員　これがネット上に載ったときの更新期間は、どのぐらいになるんですか。

佐久間都市計画課計画係長　庁内で使っている統合型GISと連携する形にな

ります。更新する必要がある項目が発生した場合には、まず市内の統合型GISを更新し、それをリアルタイムで公開型に反映させていくという形になります。

高松秀樹委員 都市計画情報の更新についてはどうですか。

佐久間都市計画課計画係長 都市計画情報については、法令に基づいて都市計画を変更した際は、それを速やかにGISに反映し、公開型にも反映できればと考えております。

岡山明委員 市はシステムの保守委託料を継続して支払わなければならないということなので、民間の企業に対しては有料で公開するという形にはできないのですか。

佐久間都市計画課計画係長 情報公開システムは、ウェブ上で特別なシステム等を持たずとも皆様が閲覧可能になります。それを印刷するのは無料ということになります。これを有償としている他自治体の事例等々なんですけれども、一般的には無料で閲覧でき、利用者が必要に応じて印刷しているという形になりますので、当市もそのとおりに考えております。

岡山明委員 地図等について、民間業者がすごくいい情報を無料で得られることにはなりますが、市としては無料で提供してよいのですか。

佐久間都市計画課計画係長 公開する情報で背景として使う地図、これは山陽小野田市が作成をする都市計画基本図となりますが、これは測量法の公共測量で求められる縮尺制度というものをもたせて作成いたしますので、皆様にご覧していただく画面上では、ある程度、縮尺を絞った形でお示しするようになります。全市的に縮小して使う等は少し難しいとは思いますが、そういう意味では、民間事業者が地図更新をする際に市が公開し

ている地図を使うというのは、なんら差し支えないことなんですけども、かなり労力が必要になってくるかと思います。

宮本政志委員 周りの市を見ると、生活・観光情報は入っていないところが多いんじゃないかなと思うんですけど、具体的に生活・観光情報とはどういうものを載せるんですか。

佐久間都市計画課計画係長 今後、市内の観光を所管する部署と調整して、市として発信していきたい観光情報を位置情報として落とし込んで公開したいと考えております。生活に関する情報等については、医療施設等の位置情報を落とし込んで、皆様にお示しできればと思っております。

藤岡修美委員 今年度、これを委託されると思うんですけども、内閣府の実証実験ということで、委託先事業者についてはもうほぼ決まっているんですか。この実証実験に携わられた特定の事業者になるんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 この度、実証実験で確立しました技術につきましては、まずリモートセンシング技術センター、NTTデータ、中日航空の3社が共同で確立した技術です。ですから、衛星画像データを利用して都市計画基本図を更新する事業は、この3社のJVとしか契約できませんので、そちらの業者と契約したいと考えております。

藤岡修美委員 随意契約を進めるということによろしいですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 担当課としてはそのように考えております。

藤岡修美委員副委員長 運営委託料とシステム利用料として、令和4年度以降ずっと210万円が計上されていますが、これは今後も払い続けるんですか。

佐久間都市計画課計画係長 情報公開システムがある限りは、保守とシステム利用料ということでお支払する形であります。ただし、この維持として掛かっていく費用につきましては、先ほどのJVではなく、情報公開システムの開発者にお支払することになります。

高橋建設部次長兼都市計画課長 少し補足します。こちらの業者と保守契約を結ぶことによって、軽微な修正事項は保守の範囲内で行っていただけることになります。大規模な更新が発生するようなことがあれば別途協議になりますが、軽微なものは保守契約に含まれています。

高松秀樹委員 市民がこの情報を入手できるようになるのは、いつからですか。

佐久間都市計画課計画係長 本年度、情報公開システムの構築と都市計画基本図の修正を行います。目標としては、令和4年4月1日を予定しております。

中村博行分科会長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切りまして、次の審査事業に行きましょう。スマイルエイジングパーク事業について説明してください。

高橋建設部次長兼都市計画課長 審査対象事業16番、スマイルエイジングパーク事業について御説明します。審査資料は63ページから66ページまでです。スマイルエイジングパーク事業は、都市公園などにおきまして、ウォーキングコースの園路改修と健康遊具を設置する事業ですが、昨年度は須恵健康公園におきまして、園路を改修し、健康遊具7基を設置したところです。審査資料の65ページと66ページを御覧ください。令和3年度は、江汐公園と厚狭川河畔寝太郎公園ゆめ広場におきまして、健康遊具をそれぞれ6基ずつ設置する予定としております。江汐公園につきましては、管理棟裏側にあるグリーン広場の端部、広場の真ん中ではなくて端っこに設置する予定としております。厚狭川河畔寝太郎公園

ゆめ広場につきましては、広場の少し南側を予定しております。この位置に健康遊具を設置する際には、河川法に基づきました手続が必要となりますが、事前に山口県宇部土木建築事務所との事務レベルでの協議は完了しております。補正予算書の26ページ、27ページを御覧ください。8款土木費、5項都市計画費、2目緑地公園費、14節工事請負費の1,680万円が江汐公園と厚狭川河畔寝太郎公園ゆめ広場に健康遊具を設置する工事費となります。

中村博行分科会長 説明が終わりましたので質疑を求めます。

岡山明委員 江汐公園は健康遊具だけで園路の改修がありませんが、必要ないのですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 園路の外周、それから内周につきましても延長が相当ありまして、ところどころ傷んでいるところあります。それらの修繕につきましては、このスマイルエイジングパーク事業ではなく、一般会計の修繕費、もしくは指定管理者の修繕で行っていく予定としております。

岡山明委員 今回の予算には修繕費がないですね。

高橋建設部次長兼都市計画課長 この度は補正予算になりますので、緑地公園費の修繕料については、当初予算の中に相当額の枠がありますので、その費用を使って修繕していくという考え方です。

宮本政志委員 66ページ上のほうの図面がゆめ広場の図面で、丸で囲まれているのが設置予定箇所ですが、新しい遊具を使われる方はどこに車を止めて、どういうふうに行けばいいんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 厚狭川河畔寝太郎公園のゆめ広場に來られる

方は、通常、今御覧いただいている図面の右上部分に車を止められると思います。この度、ゆめ広場に健康遊具を設置しようとしたのは、健康増進課がスマイルエイジングのウォーキングのモデルコースで、今ホームページも出ているんですが、寝太郎公園周辺というのがあります。御存じのとおり、寝太郎公園とは、このゆめ広場、砂金の公園、桶の公園、わらじの公園、千石船の公園の5か所の公園を総称して寝太郎公園と言っております。これらを周遊するコースをウォーキングコースとしておりますので、それらを周遊される中でこちらを御利用いただきたいと考えております。

宮本政志委員　そうすると、この図面の左下、つまり厚狭新橋方面から遊歩道を歩いて来る方も多いと思うんですよ。厚狭川自体が県の管理なので答えにくいかもしれませんが、土手の辺りは真っ暗な竹藪<sup>やぶ</sup>で、時々、犯罪もあるんじゃないかと言われるぐらい怖いところです。その辺りは県のほうにどういうふうに要望されていきますか。

高橋建設部次長兼都市計画課長　厚狭新橋からゆめ広場に上がる道は、厚狭川の河川管理道ですので、山口県土木建築事務所が維持管理する道になります。真ん中に車止めがあるかと思いますが、車止めから上流側は市が指定管理としてシルバー人材センターに委託しております管理範囲ですので、シルバー人材センターが管理を行います。逆に、そこから下流側は、一昨年前から宇部土木建築事務所に要望して草刈りをしていただいている状況ですので、今年度も状況に応じまして、県に要望したいと思っております。竹藪<sup>やぶ</sup>についても、歩行者の方が支障にならない程度にしっかり維持管理していただこうと思っております。

藤岡修美委員　財源内訳の県支出金とふるさと支援基金について、この辺りを説明してもらえますか。

高橋建設部次長兼都市計画課長　県支出金の281万1,000円は、山口ゆ

め花博の剰余金を原資として、山口県が山口ゆめ花博基金を立ち上げており、それに基づいたゆめ花開花プロジェクト補助金があるんですが、こちらをいただく予定にしております。右側の繰入金も説明したほうがよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）こちらの繰入金につきましては、ふるさと支援基金というものを予定しております。その下の諸収入につきましては、市町振興協会助成金を充てる予定にしております。

森山喜久委員 江汐公園とゆめ広場の両方関わるかもしれないけど、最近ゆめ広場付近でイノシシが出るということは聞いていますか。

森山都市計画課管理緑地係長 ゆめ広場のほうにもイノシシが出るという情報は、市民の方から情報提供が一、二度ありました。そのときは農林水産課と協力して見回りをしております。

森山喜久委員 先ほどのウォーキングコースの関係で、健康遊具等を設置するときに、歩かれる方等に対して配慮していただけるよう関係課等で協議していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

恒松恵子委員 65、66ページに設置される器具の一覧がありますが、市民としてはいろいろな器具を試してみたいと思います。全く同じものをどちらにも設置される意図は何かありますか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 どのような遊具を設置するかは、健康増進課と協議をしており、今回は筋力アップコースに決めております。

岡山明委員 64ページ特記事項の一番下の部分、健康増進課と都市計画課の関わりがどういう形になっているか教えてください。

高橋建設部次長兼都市計画課長 健康増進課が主体となり、令和2年度に山陽小野田市スマイルエイジングチャレンジプログラムを作っております。

その中の運動を推進するための環境整備の一つとしてスマイルエイジングパーク事業が位置づけられております。そこで、所管課である都市計画課が市内3か所の都市公園におきまして、園路の改修や遊具の設置を行うという位置づけとしております。

岡山明委員 健康増進課が上となって主導し、都市計画課が健康遊具を設置するということですか。

古川副市長 スマイルエイジングは、総合計画の中で3本の柱プラスということで立ち上げております。推進本部を作り、全庁的にチャレンジプログラムを作りました。動く、歩くということを特に進めていこうとする中でウォーキングコースを作り、公園に行って健康器具で運動をしようという中で本事業を行っております。どの部署が上とかという上下関係ではなく、スマイルエイジング推進本部のトップは市長でございます。全庁的な取組の中で事務局が健康増進課であり、たまたま健康遊具の設置については、都市計画課の所管に当たるため、連携を密にし、このような形で推進しているということです。

高松秀樹委員 遊具はどういったメーカーのものを使われるんですか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 メーカーについては、遊具を専門に作っているメーカーになります。（発言する者あり）

高橋建設部次長兼都市計画課長 代わって御説明します。この健康遊具は、例えば大久保大器株式会社、内田工業株式会社、タカオ株式会社等の全国的な規模の大手の遊具メーカーが作られております。もう一つ制限を設けていまして、日本公園施設業協会によって認定された製品の遊具というものです。それらの製品に絞って入札する予定にしております。

高松秀樹委員 今ここに一つの地域で6基ありますが、遊具は必ずこれを使う

ということですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 各メーカーで若干形が違ったり、仕様が違ったりということがあります。健康増進課との協議で決めたんですが、6基のうち3基は、このメーカーのこの形がいいと、ほかは似ているけど少し違うということがありましたので、3基はこのメーカーのものにすると、残る3基は同等品でよいのではないかとということで入札しようと考えております。

高松秀樹委員 予算書で1か所につき840万円の工事請負費を計上していますね。この内訳は、工事費と物品費に分かれると思うんですけど、それぞれ幾らぐらいを考えているんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 お調べしますので、少しお時間を頂きたいと思います。

中村博行分科会長 この遊具は須恵健康公園のものと同じものと考えていいですか。それとも、違ったものが入るんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 少し違うものだと理解していただければと思います。同じものもありますが、違うものもあります。

中村博行分科会長 今回設置予定の二つの公園のものは全く一緒ですね。

高橋建設部次長兼都市計画課長 江汐公園とゆめ広場に造る遊具は、筋力アップコースとして全く同じものを設置する予定です。

高松秀樹委員 この二つをまとめて入札に掛けるということなんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 担当課としては、1か所ずつ入札に掛けたい

と思っており、まず江汐公園の遊具を先に設置したいと思っております。  
スマイルエイジング強化月間が11月にあるので、それに併せて江汐公園の遊具を設置し、その遊具のお披露目と何らかの講座、昨年度の12月25日に須恵健康公園でセレモニーと講座をセットで行ったんですが、あのような形で行いたいと思っております。

高松秀樹委員 ということは、先ほどこの6種類の遊具全部が2か所とも同じと言われましたけど、今の話でしたら、別々で入札し、更に同等品も認めるということですね。となると、違う遊具になる可能性が出てくるということになりますよね。

高橋建設部次長兼都市計画課長 はい。そうなります。

高松秀樹委員 工事請負費の回答が来ないので違う質問なんですけど、これは二つの公園は指定管理者がいますね。この遊具が汚れたり、壊れたりした場合には、その清掃や保守点検は指定管理者が行うということになるんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 通常の維持管理に関する程度であれば、指定管理者にお願いするというスタンスです。

恒松恵子委員 須恵健康公園は24時間開放されていると思いますが、江汐公園は朝と夜に駐車場にロープが架かるので、使用に際して制限が掛かりそうな気がするんですが、その辺りで何か考えがあれば教えてください。

高橋建設部次長兼都市計画課長 どこの公園もですが、基本的に都市公園は、昼間から日没までの御利用と考えております。江汐公園につきましては、第1駐車場、第2駐車場等の広い駐車場は閉めておりますが、夏時間と冬時間で閉める時間を変えております。また、駐車場は締め切りますが、歩いて通ることは問題ないと判断しておりますので、例えば日没後に歩

かれる方の使用を制限するという考えはありません。

藤岡修美委員 遊具は工事として発注されるんでしょうけど、土木工事で発注されて、仕様書に遊具の図面に書かれて、同一品や同等品という仕様で発注されると考えていいですか

高橋建設部次長兼都市計画課長 言われたとおりの仕様で考えております。参考までに申しますと、昨年度に須恵健康公園の遊具を設置したときには、監理室に入札を依頼し、とび土工の業者に指名して、落札されました。

中村博行分科会長 それでは、13時50分まで暫時休憩いたします。

---

午後1時40分 休憩

---

---

午後1時50分 再開

---

中村博行分科会長 それでは休憩前に引き続きまして、分科会を行います。先ほど調査された結果を報告してください。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 先ほどの遊具の金額の件ですが、遊具の材料費が約400万円で、残りの金額が据付費と諸経費になっております。

中村博行分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）埴生の糸根公園までは予定が書いてあるんですが、その後、例えば校区別でいうと厚陽地区等にも設置されるんじゃないかと思うんですけど、そういう計画はありますか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 今回のチャレンジプログラムの中ではそういう位置づけをしておりますが、糸根公園につきましては、全体の再整備を

どうするべきかを考えておりますので、これが終わったら来年度すぐに糸根公園に健康遊具を造るという流れにならないかもしれません。今の段階では未定です。

中村博行分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、スマイルエイジング事業は終わりました、次に審査対象事業17番、公的賃貸住宅用地取得事業について説明してください。

高橋建設部次長兼都市計画課長 審査対象事業17番、公的賃貸住宅用地取得事業について御説明します。審査資料は67ページから69ページまでです。公的賃貸住宅用地取得事業につきましては、厚狭駅南部地区で現在建設中の山陽地区公立保育所の北隣に計画しております県営住宅の建設に関する事業です。令和3年度は建設用地を市が土地開発公社から取得し、その後、山口県との無償の土地使用貸借契約を交わす予定としております。県営住宅の建設スケジュールにつきましては、審査資料の69ページに記載しておりますように、令和3年度に山口県が実施設計を行いまして、令和4年度から令和6年度に掛けて工事が行われる予定と聞いております。補正予算書の26ページ、27ページを御覧ください。8款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費、16節公有財産購入費、用地購入費の4,952万9,000円が土地開発公社から用地を取得する費用となります。

中村博行分科会長 それでは質疑を求めます。本会議場でも質疑がありましたが、重複してもよいので、聞いてください。

高松秀樹委員 本会議の質疑でもあったように、将来的に県営住宅が建つ可能性があるということなんですが、今回この議決を取った場合、今後、県営住宅が建つまでに、議会の関与はどういったところでしょうか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 それは県営住宅の建設についてということでは

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）議会の関与は特にないと思っております。本会議での答弁でも少し説明させていただきましたが、あくまで現状の敷地を無償でお貸しし、あとは県が今年度の実施設計を予定されており、これから地質調査をされる予定だと聞いております。ですから地質調査で判明した地盤改良等はもちろん県がされますし、その後、建設工事も県がされます。また、県営住宅ですので、募集も県がされるという流れになります。

高松秀樹委員 69ページに書いてある当初の契約について、これは議会の議決は関係ないということになりますか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 財産の位置づけは普通財産です。山口県と土地使用貸借契約になりますので、議会の議決は必要ないと考えております。

宮本政志委員 使用貸借契約と書いてありますが、期間は何年ぐらいを想定されていますか。定期借地とかではないんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 正式には、土地使用貸借契約書を交わす予定にしておりまして、賃借期間は10年間を想定しておりますが、双方異論がなければ継続されます。参考までに、光市で同じようにコンパクトなまちづくりモデル事業を岩田駅周辺でされています。その中で、こちらは市営住宅と県営住宅の合築事業ですが、建設が終わられまして、ちょうど今入居者を募集されている状況です。そういった意味で、先行事例ではないですけど、同じような手法で山陽小野田市についても進めたいと考えております。

宮本政志委員 少し気になったのが、定期借地ならいろいろ期間もあって、終了後に建物を解体して更地で返却する、あるいは建物はそのまま譲渡するというような内容の契約がありますが、そういう項目は特記事項等で

盛り込まれる予定ですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 まだこれは正式な契約書ではなく、案のレベルですが、本土地の返還という項目がありまして、貸付期間が終了したときは、原状に回復して返還するということになっております。

宮本政志委員 そうすると、この4,952万9,000円は単純に土地代のみということですか、それとも何か土地代とは別に入っているんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 土地開発公社の簿価ということですよ。

宮本政志委員 先ほど説明があったように、地盤改良、くい打ちも建物を施工する側が行うというのが常識なんです。おっしゃるとおりなんですよ。仮に建設するとして、上下水道の大きさは大丈夫なんですか。県営住宅に耐え得るか、利用できるかをある程度知っておかないと、もし、やり替えるとなると後日大変な費用が掛かりますけど、その辺りは把握していますか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 恐らく昨年度に基本設計をされたのではないかと考えており、その中でそれらの調査は行われているんじゃないかと考えております。

高松秀樹委員 そもそも、なぜこの場所に県営住宅を建てるという話になったんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 もともと平成25年7月にコンパクトなまちづくりモデル事業に採択されまして、山口県と一緒に厚狭駅周辺のまちづくりを進めていくことになりました。そして平成27年3月に山口県と連名で厚狭駅周辺まちづくり構想を作ったんですが、その中でこの度保育所を建設する所、それから県営住宅を建てる所は、子育て世代交流

拠点という位置づけにしておりますので、このような施設整備を進めてきたという考え方です。

高松秀樹委員 今後、議会が関与できないということなんで聞きますが、今から建てようとするこの県営住宅、県の事業の範疇<sup>ちゅう</sup>だと思うんですが、その概要はどうなっていますか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 令和3年3月に県営住宅建設地周辺の地権者と所有者に向けて県が説明会をしたんですが、そのときの資料で概要を申します。6階建て、RC造、いわゆる鉄筋コンクリート造りで、住戸数は20戸と説明されておられます。この説明会の中では、やはり浸水被害が想定されるということで、私が聞いているのは、1階はピロティーといいまして、柱だけがあって空間になっているという構造で、2階から6階までが、いわゆる住戸になると聞いております。

森山喜久委員 県営住宅なので直接には関係ないかもしれませんが、こちらの住宅用地は、どの自治会に入る予定か、どの小学校区に入る予定かということは確認されていますか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 自治会概念図から見ると、末益の自治会になるかと思います。しかし、自治会は規模等によっては独自で立ち上げられることも想定されますので、今後どのような形で自治会が組織されるかは、今の段階でははっきり申し上げられません。それから小学校区は、厚狭小学校区と出合小学校区が混ざるような地区だと聞いております。

森山喜久委員 末益なのか、桜二丁目なのか、一丁田なのか、また、厚狭小学校区なのか、出合小学校区なのかというところが悩みどころだと思います。例えば、ごみステーションの問題等で頭を悩ませているところもあるんですね。小学校区にしても自治会にしても、どういうところがあるのか等を、県と連携して情報提供していただきたいと思いますので、よ

ろしくお願いします。

中村博行分科会長　それでは本会議場で質疑があったことの再確認という意味でお答えください。なぜ無償で土地を貸さなければいけないのかというお話があったと思うんですけど、その答弁については、まちづくり基本計画での県との協議の中で、土地は市が建物は県が供出するということがあり、これは決まったことであるということでしたね。もう一つあったのが、建物について、地盤も含めて、いろいろな経費が出た場合は、全て県が支出するというので、本市は土地の提供だけを行うということでしたね。確認ですが、お答えください。

高橋建設部次長兼都市計画課長　今おっしゃったとおりです。

中村博行分科会長　ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ありませんのでこの審査事業については終わります。それでは歳出で、土木課の予算書ですね。これについて資料も出ましたが、説明するところがあれば先をお願いします。

泉本土木課長　議案第46号一般会計補正予算（第4回）の土木課分について御説明します。26ページ、27ページをお開きください。併せて議案第46号参考資料をあらかじめお手元に配布しておりますので、参考までに御覧ください。それでは、8款土木費、3項河川費、2目砂防費、12節委託料及び14節工事請負費について御説明します。この補正は、昨年度崖崩れ災害が発生した角石地区の対策に係る事業費の補正となります。事業については、令和2年9月議会において御審議いただき、事業に着手しており、現在、繰越明許をして事業が進捗しております。事業費につきましては、国から、令和2年9月15日付けで、2,730万円の内示を受けており、その85%である2,320万6,000円について、交付決定を頂いておるところです。今回は事業費の残り15%について交付してもらうものであり、これに併せて、予算の補正を行うも

のであります。金額は、総額が409万4,000円で、内訳は委託料が90万5,000円、工事請負費が318万9,000円となっております。続きまして、歳入について御説明します。10ページ、11ページをお開きください。13款分担金及び補助金、1項分担金、1目土木費分担金、2節河川費分担金について御説明します。これは、先ほど説明した事業の地元分担金となります。地元分担金は、事業費の10%となりますので、40万9,000円となり、この工事の受益者が負担するものであります。引き続きまして、16款県支出金、2項県補助金、6目土木費県補助金、3節河川費県補助金はこの事業に対する国及び県の補助金となります。補助率は、事業費に対して国が50%、県が25%となります。この両方を合わせて75%の補助金が県を通じて交付されることとなります。金額は、先ほど説明した全体事業費の残り15%に当たる部分に対する補助金となり、307万円となります。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行分科会長 委員からの質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を閉じます。これで産業建設分科会を閉じます。お疲れ様でした。

---

午後2時10分 散会

---

令和3年5月28日

一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会長 中 村 博 行